

飲酒運転防止について

長野県茅野高等学校

飲酒運転撲滅のため「職場における飲酒を伴う懇親会」について以下のように申し合わせる。

- 1 懇親会にあたっては、参加者全員がルールとマナーを必ず守り、特に飲酒運転の根絶に努める。
- 2 懇親会への参加にあたって、幹事は、出欠と共に、「飲酒の有・無」「行き帰りの交通手段」の確認をする。（幹事は管理職に報告する。）
- 3 飲酒の習慣のない教職員を除き、懇親会会場には自家用車では参加しない。（自転車も含む。）
- 4 懇親会の開会、閉会で幹事より以下の確認を行う。
 - (1) 飲酒運転は絶対にしない。（お互いに声を掛け合う。）
 - (2) 翌日に勤務がある場合は酒量に気を付ける。
 - (3) 翌日の朝（午前中）に運転する場合は、深夜にわたる飲酒はしない。
 - (4) 23時以降まで飲酒した者は、翌日は運転をしない。
- 5 外部団体が主催する酒席であっても、参加する場合はこのルールに準拠し、飲酒運転は絶対にしない。